

伊奈波界隈 まちづくり会

設立
平成十四年七月二十八日
第三十四回
発行平成十五年一月一日

発行・伊奈波界隈まちづくり会
責任者・川島兵太郎
事務局・〒500-0806岐阜市木造町二十四番地(株タック内)
電話・○五八一六四八四
電送・○五八一六五八一〇
E-mail・tac2000@japanplanet.com

づくりを
まちづくりを
まちづくりを

(株)インプローブ

代表取締役 武藤良三

岐阜市木造町五十五番地

電話・○五八一六三五七三

まちづくりを応援する広告主
(5000円)を募集しています。
TEL 264-0824 事務局まで

岐阜市景観計画の運用が1月1日からスタートしました。

岐阜市では、「自然」「歴史・文化」「都市」が調和した多様で個性ある美しい景観を、かけがえのない資産として未来に引き継ぎ、魅力ある景観形成を図るために、岐阜市景観計画の策定を進めてきました。このたび、昨年から金華地区での説明会や縦覧などの手続きを経て平成二十一年十月五日に決定し、平成二十一年一月一日から運用をスタートしました。

建築行為などをを行う場合、ルールに適合しているか確認のために岐阜市への届け出が必要となりました。

景観法とは

我が国初の景観に関する総合的な法律として、平成十六年に「景観法」が制定されました。景観を整備・保全するための基本理念や住民・事業者・行政の責務を明確化するとともに、景観形成のための具体的なルール(基準)の策定や支援を行う仕組みを整えています。

景観計画とは

「景観計画」とは、景観法に基づき、景観行政団体が地域の特性に合わせてよりよい景観を形成するための方針やルール(基準)などを定めたものです。

景観計画の必要性

現在、一部の地域を省き建物などの高さに関する法的ルールはないため、建築主のモラルに委ねられているのが現状です。よって、あらかじめ色彩や高さなどに関するルール(基準)を設けることが必要となつてきました。

岐阜市景観計画について

岐阜市景観計画では、市域全域を景観計画の対象区域としていますが、その中でも特に重要な区域を景観計画重要区域として位置づけています。

金華地区は、景観計画重要区域として位置づけており、金華区域内の歴史資産などを活かした景観形成を目指し、大きな建物だけでなく、一般の建物などについても色彩や高さに関するルール(基準)を設け、建物の建築などをする際には、岐阜市に届け出が必要となりました。

景観計画の届け出制度

金華地区内で建築行為等を行う場合は、ルール(基準)に適合しているかを確認するため、事前に岐阜市への届け出が必要です。

届け出の流れ

- 完了の届け出
- 岐阜市へ届け出
- 事前相談
- 企画・構想
- 現地の状況を知る

届け出の流れ

- 完了の届け出
- 岐阜市へ届け出
- 事前相談
- 企画・構想
- 現地の状況を知る

景観形成基準の一例

●調和、眺望、維持管理、形態意匠、色彩、配置・外構、素材、緑化、照明などの定性的な基準。「伊奈波界隈まちづくり協定」では、形態と意匠、緑化、屋外広告物について定めています。

●建物などの高さ……原則は10メートル以下(条件によっては15メートル以下)「伊奈波界隈まちづくり協定」では、20メートル以下と定めています。なお、まちづくり憲章では、平成三年制定の「木造町まちづくり憲章」は、13メートル以下と定めています。

平成十四年制定の「米屋町・大和町の地区計画」では、10メートルとしています。平成十四年制定の「中竹屋町まちづくり憲章、伊奈波通二丁目まちづくり憲章・同三丁目まちづくり憲章」では20メートルと定めています。

参考 地区計画、憲章、協定のある町会の中で高さを定めている町会の署名率は次の通り

「木造町まちづくり憲章」100パーセント・「伊奈波界隈まちづくり協定」70パーセント。「米屋町・大和町地区計画」100パーセント。「中竹屋まちづくり憲章」100パーセント。「まちづくり協定」80パーセント。「伊奈波通二丁目まちづくり憲章」100パーセント。「まちづくり協定」六パーセント。「伊奈波通三丁目町造り憲章」100パーセント・「まちづくり協定」七十一パーセントの世帯が署名しています。

●緑地の割合……空き地面積の一〇パーセントを緑化

色彩については、平成九年発行の「華の基準」には金華地区のカラーパレットを定めています。

●色の数値基準……全ての色相で彩度四以下

色彩については、平成九年発行の「華の基準」には金華地区のカラーパレットを定めています。

運営基準は……①まちづくり会を組織する一〇自治会を管掌する。

②審議会委員は、自治会連合会長と連合会推薦の自治会長、当該町会の自治会長、伊奈波界隈まちづくり会の推薦する者で構成する。

③エリア内で建築物等の新築および建築物等の外観・塀に関する増改築行為に関する事前協議及び審査をし、承認の「経由証明書」を発行する。

④現在の審議会会長は西野洋一氏が務めています。

まちづくり審議会の届け出制度

伊奈波界隈まちづくり審議会とは……まちづくりエリアの一〇町会による自治会で制定された「まちづくり協定」を適切に運営するため組織された機関で、「伊奈波界隈まちづくり審議会」と称し、審議会は、界隈に住む住民で組織し、関係機関や学識経験者と綿密な連携のもとに目的達成のために運営されるものです。

計画概要を当該自治会長まちは事務局へ提出する。

審議会は協定の基準に照らして審議する。

承認の場合は、「経由証明書」を発行、否承認の場合は、改善点を答申し再審議をする。

建築を行おうとする者は、経由証明書を添えて建築基準法に基づく通常の手続きをする。

建築確認の申請

着工

このような手順でまちづくりが進められます。問題点もあります。「岐阜市の届け出制度」と「審議会」での間で、運用のすりあわせがまだできていないことです。地域で制定されている地区計画や憲章、協定に基づいて運用する必要がありますが、詳細は決まっていません。一月中には、詰めをしたいたと関係筋には申し出ましたので、協議の結果が、発表できると思います。いずれにしても界隈の自治会によって制定された「約束」が基準になつてできた制度ですから円滑な運用が出来ることを願っています。

平成21年12月1日号 広報ぎふより

